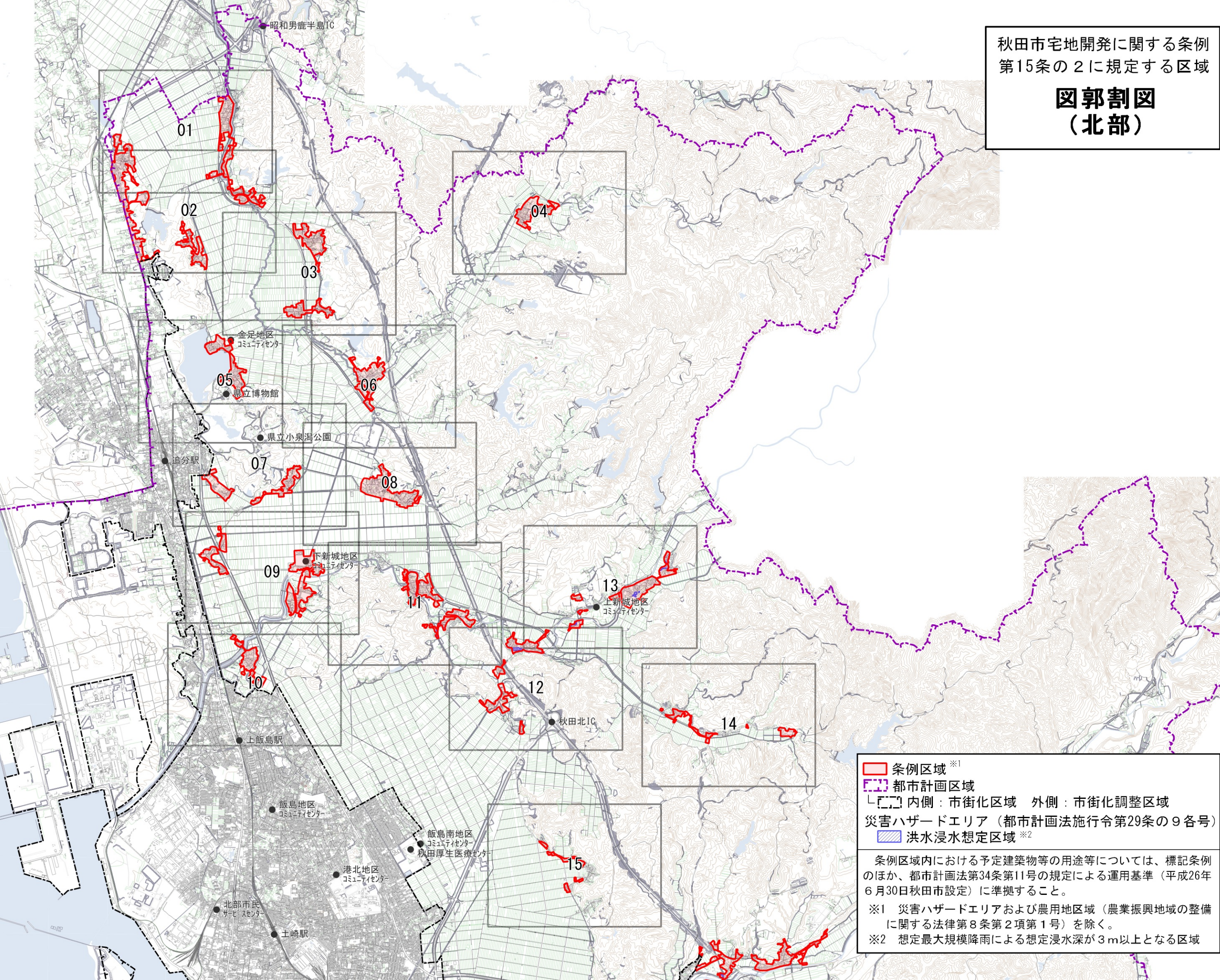
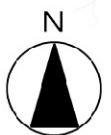


図郭割図  
(北部)



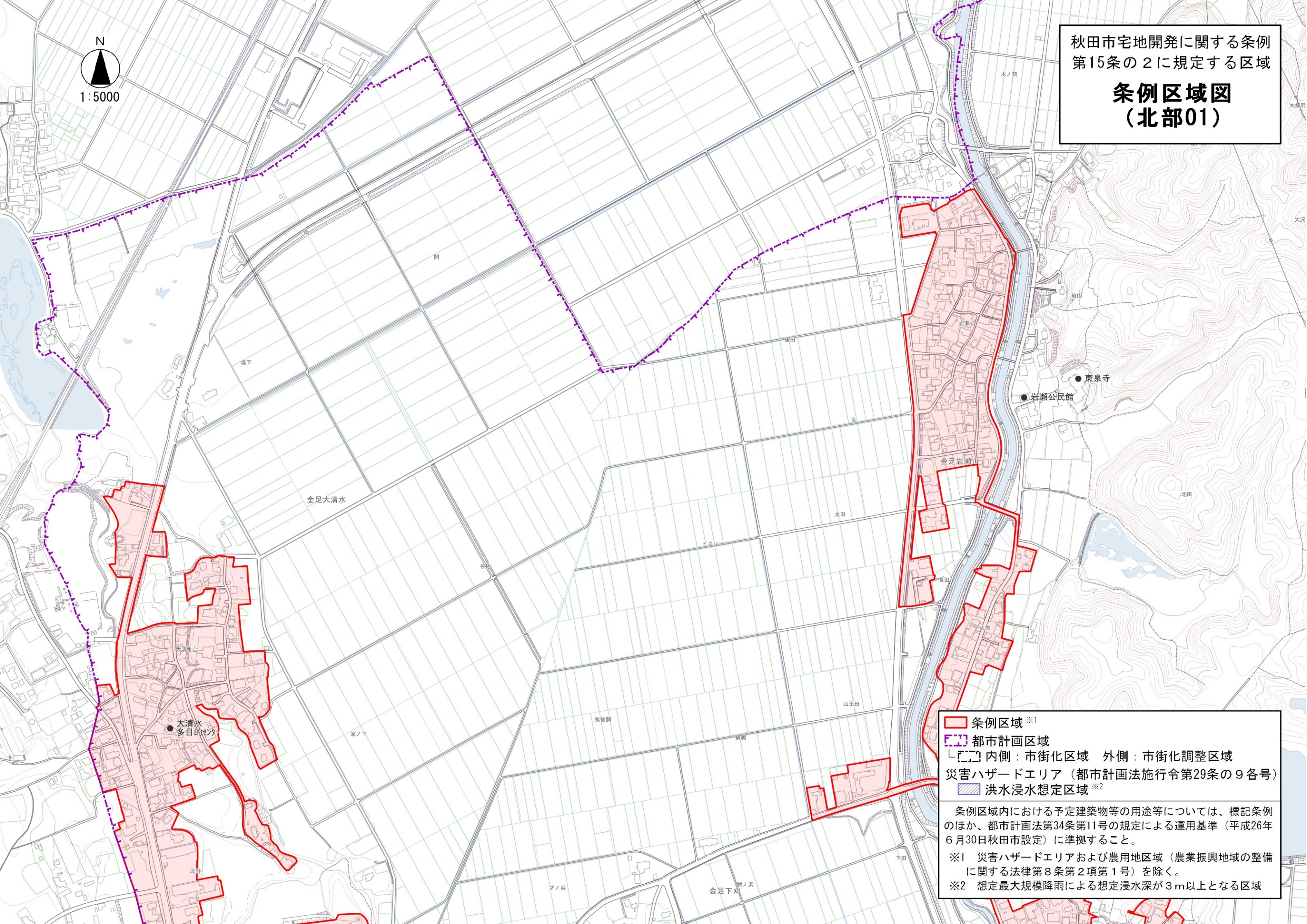
■ 条例区域<sup>※1</sup>  
┌───┐ 都市計画区域  
└───┘ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
▨ 洪水浸水想定区域<sup>※2</sup>

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部01)**

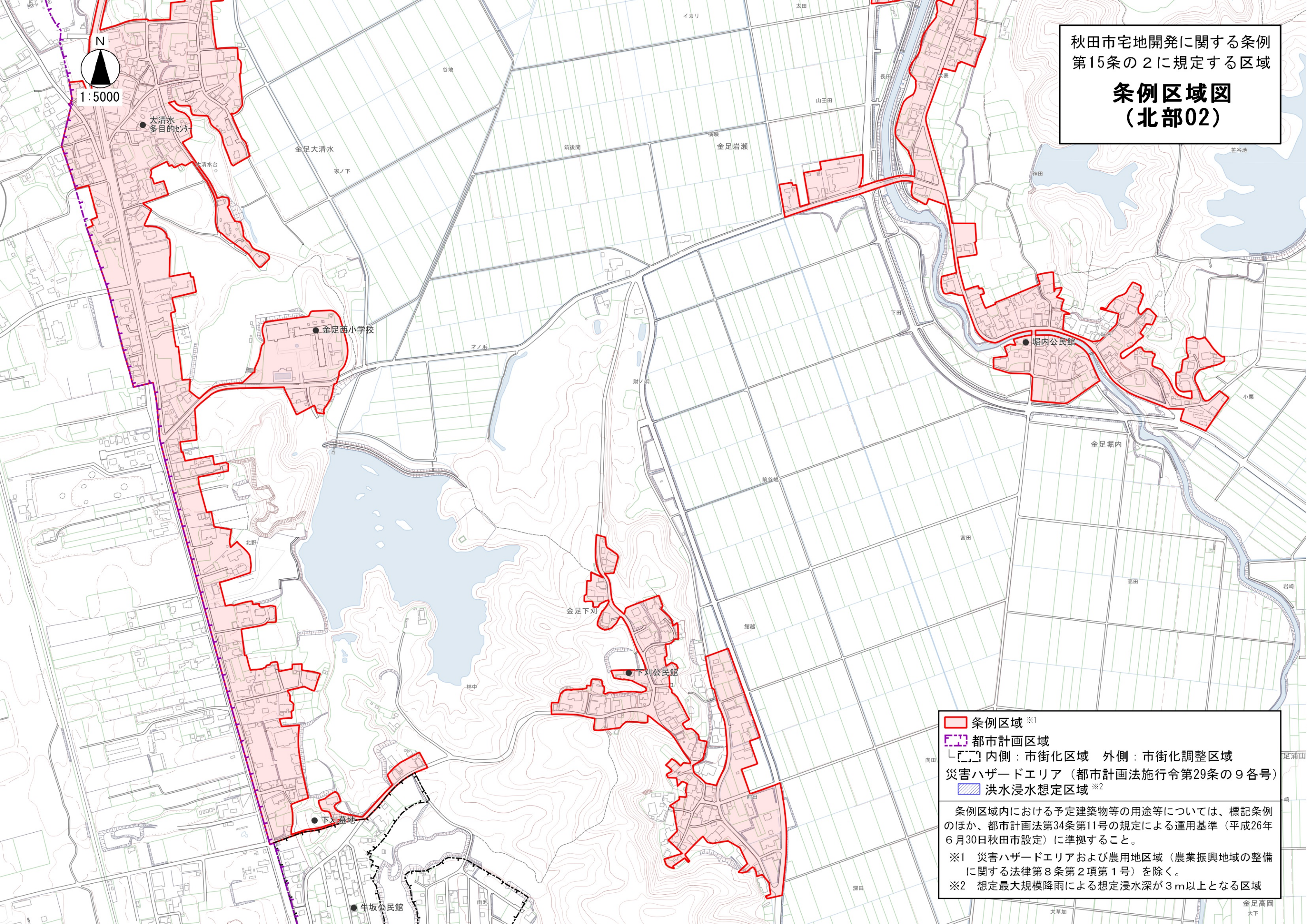


条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部02)**

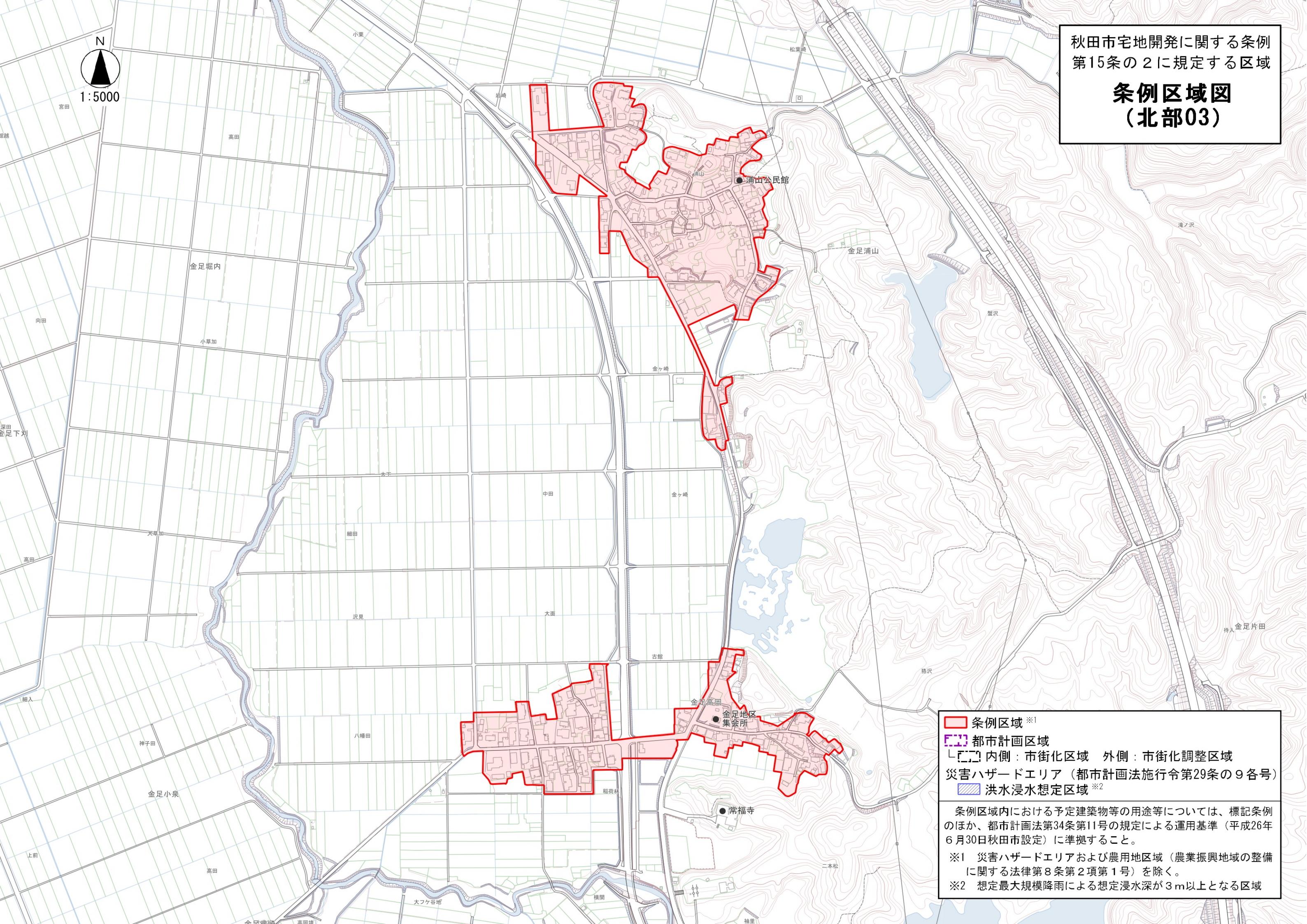
N  
1:5000



条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
 第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
 (北部03)**

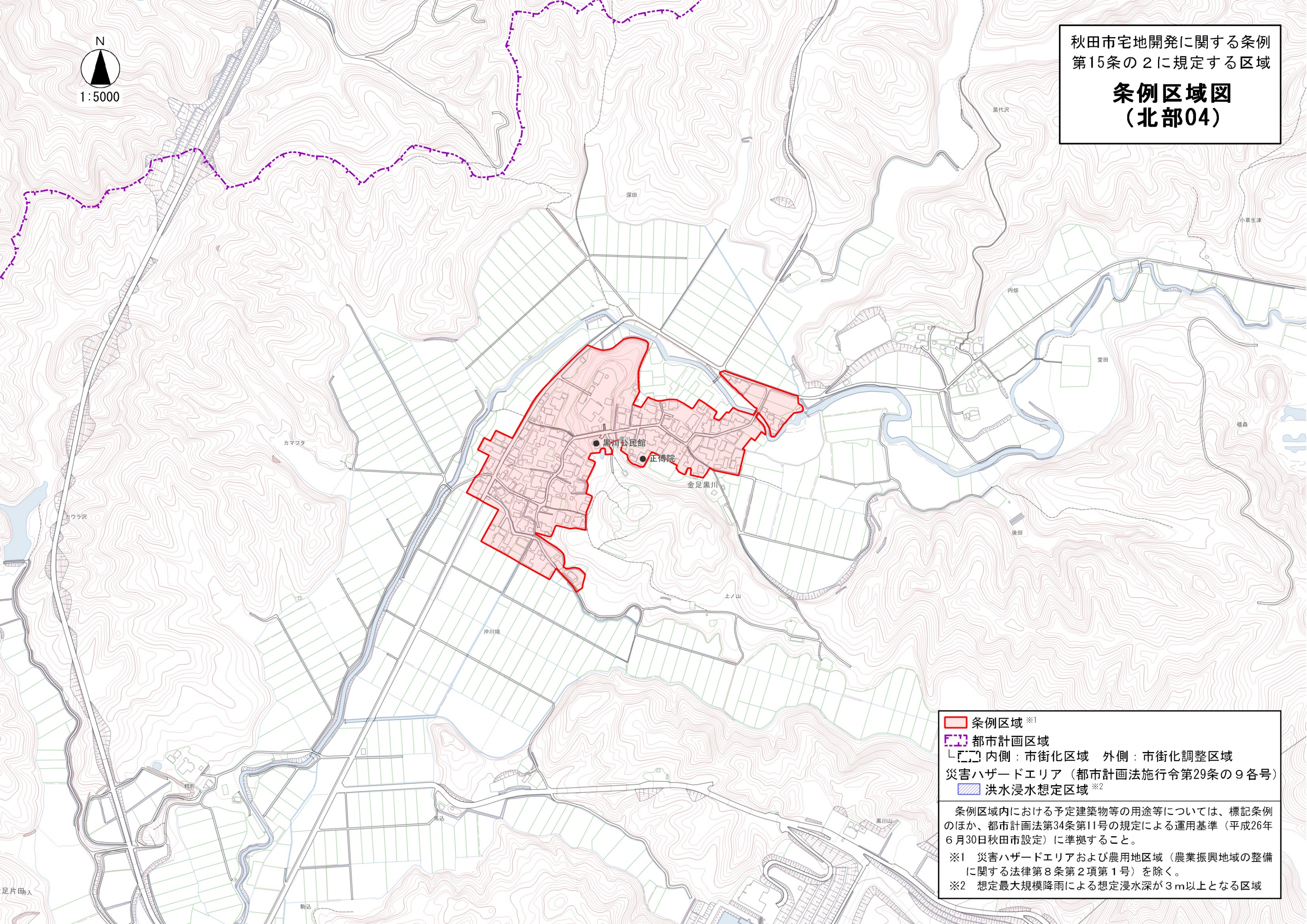


条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部04)**

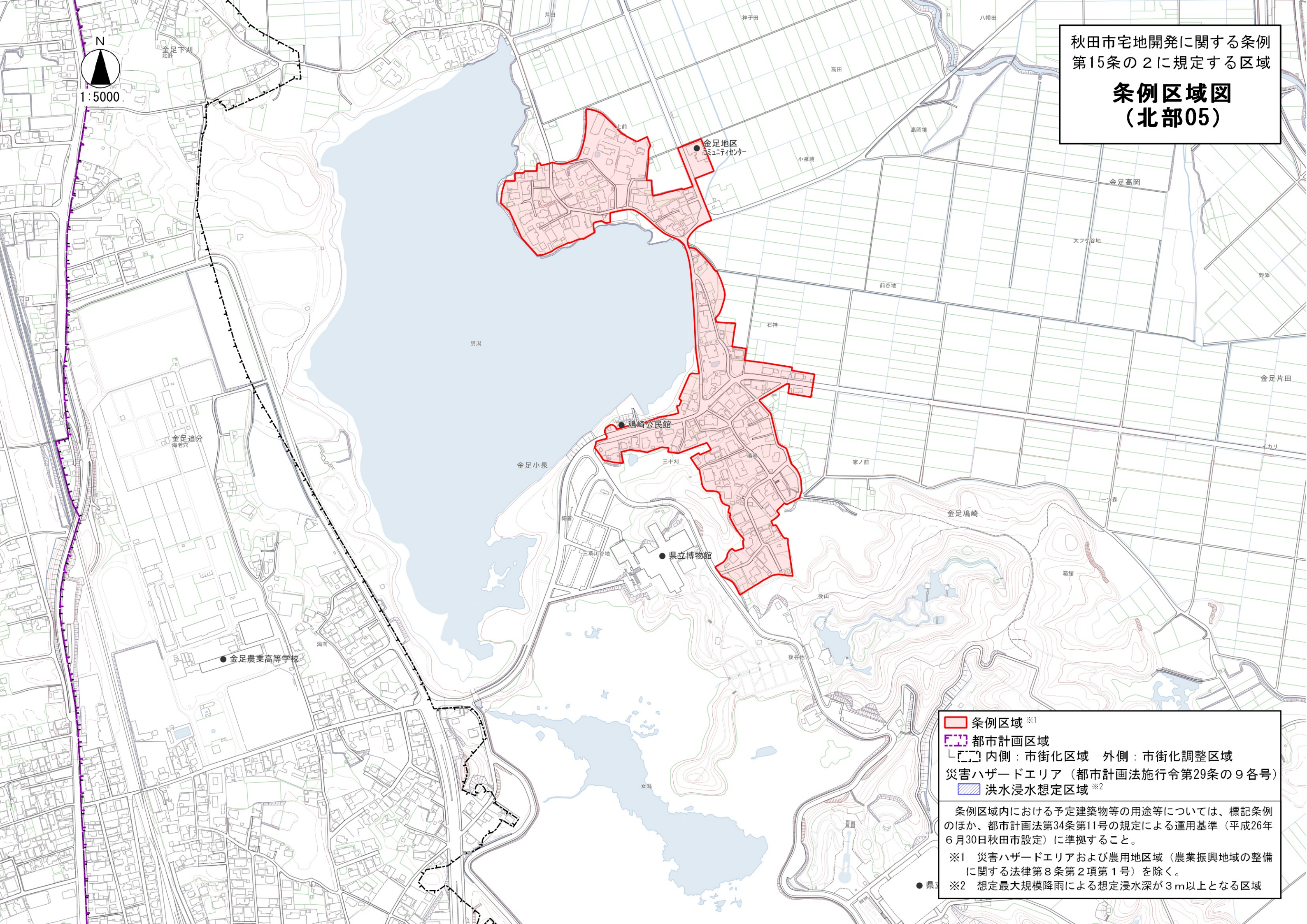


条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部05)**

N  
1:5000



**条例区域** ※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
洪水浸水想定区域 ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

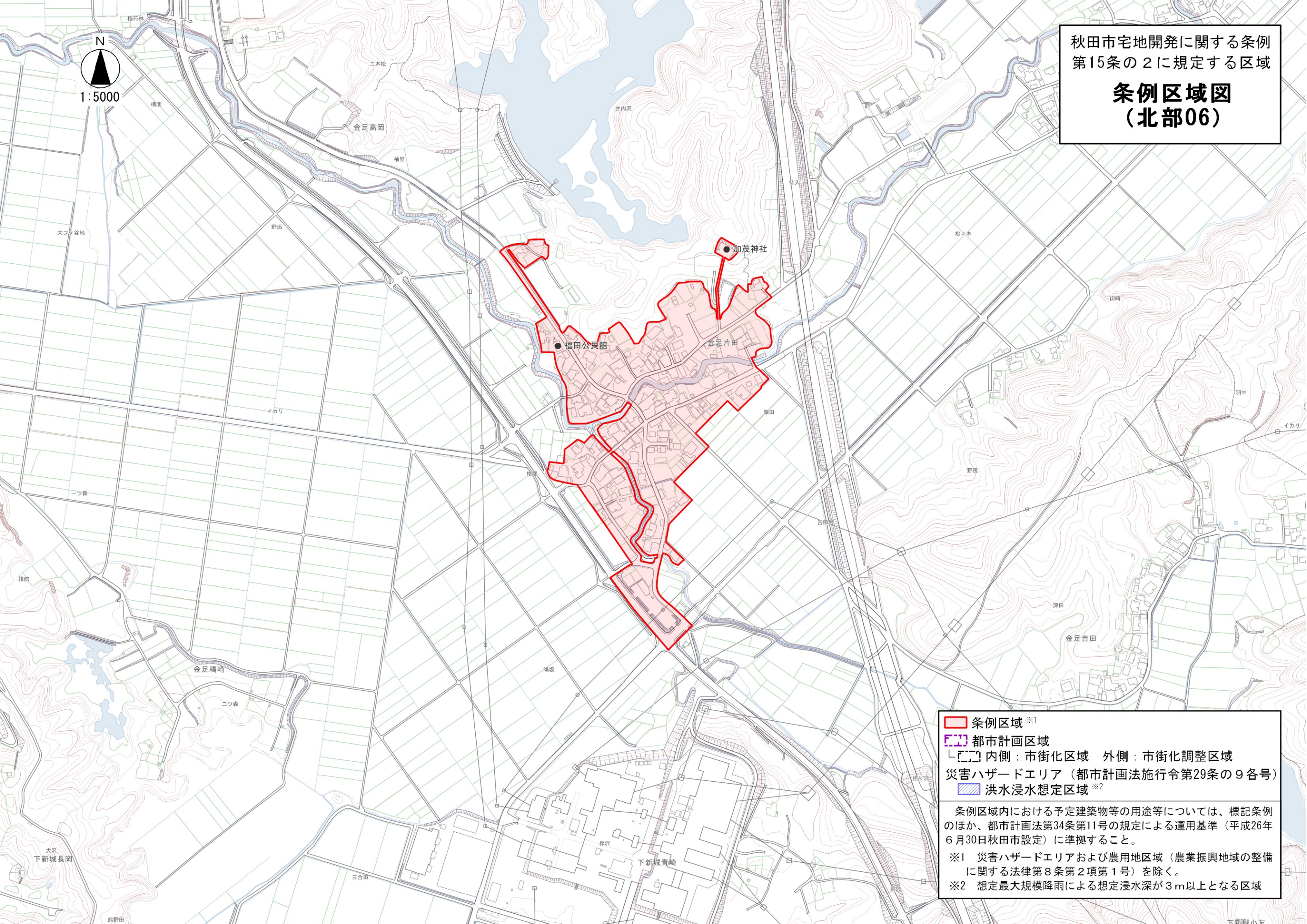
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

金足下刈  
北野  
金足追分  
海老穴  
●金足農業高等学校

井田  
神子田  
高田  
小泉境  
高岡境  
上前  
●金足地区  
コミュニティセンター  
男湯  
石神  
前谷地  
金足高岡  
大フケ谷地  
野添  
金足片田  
イカリ  
家ノ前  
金足鶏崎  
三十一列  
●鶏崎公民館  
●県立博物館  
三崎川谷地  
後山  
後谷地  
女湯

野添  
金足片田  
イカリ  
一ツ森  
箱館

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部06)**

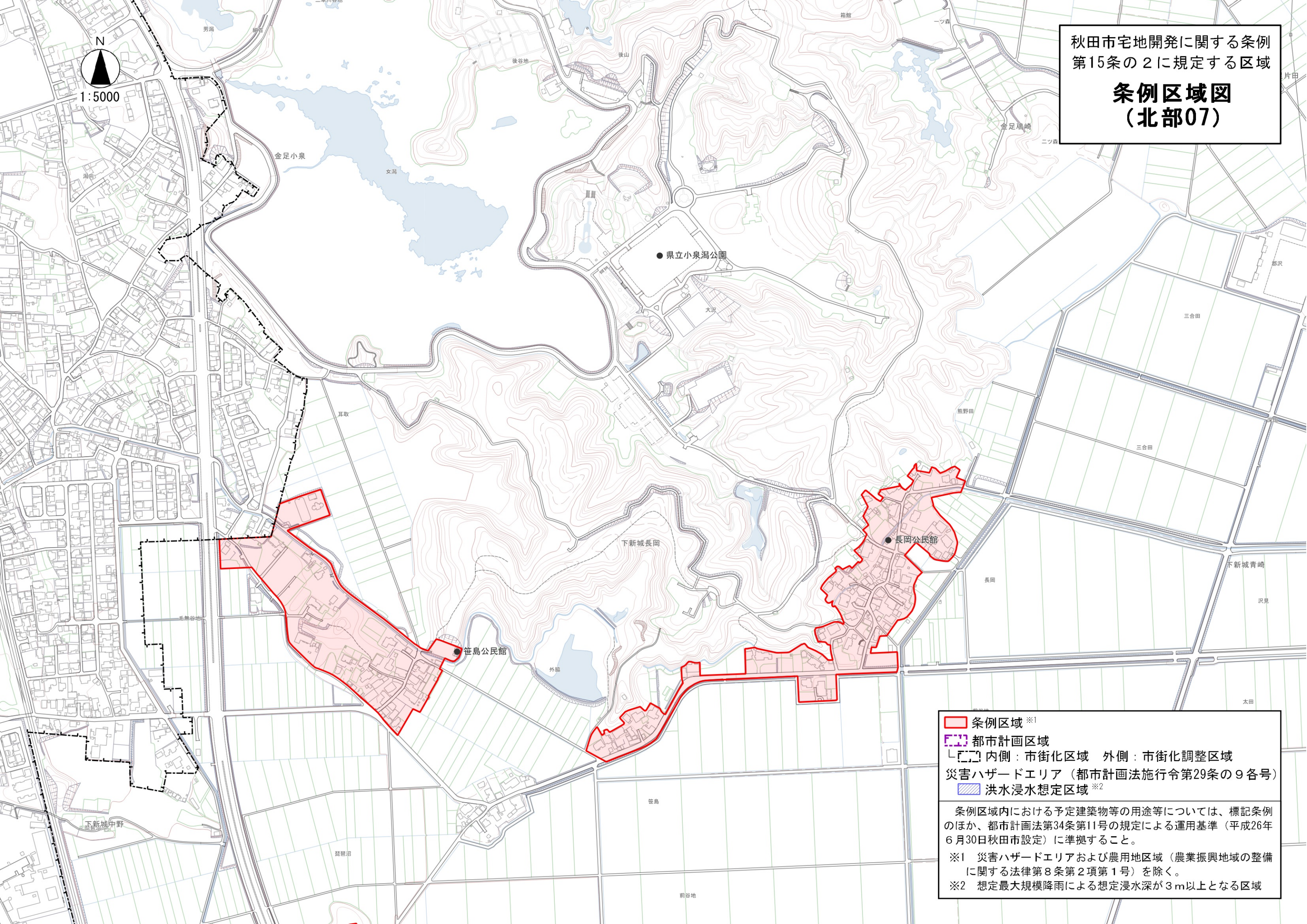


**条例区域**※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
**洪水浸水想定区域**※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
 第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
 (北部07)**

N  
 1:5000



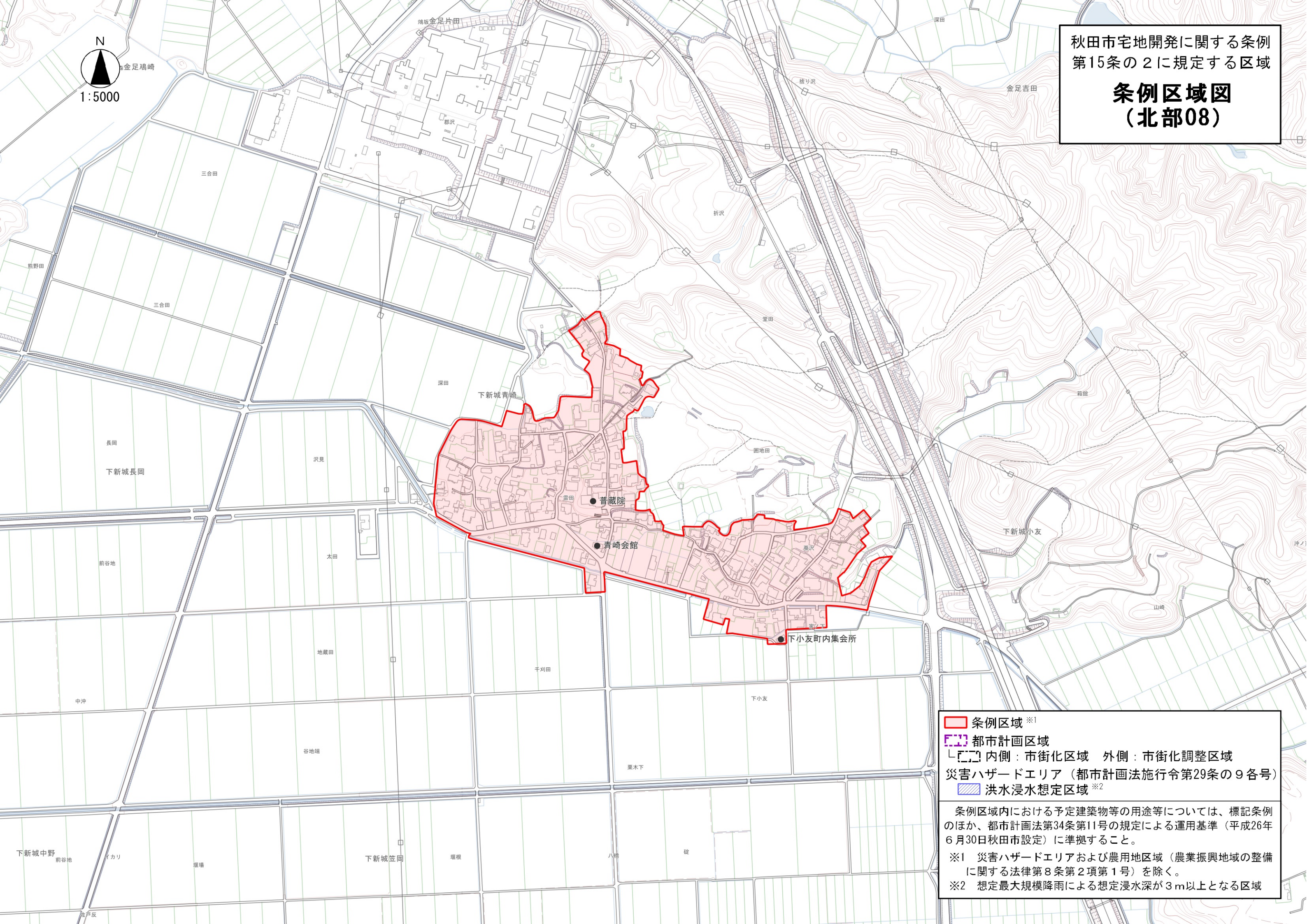
条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



N  
1:5000

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部08)**



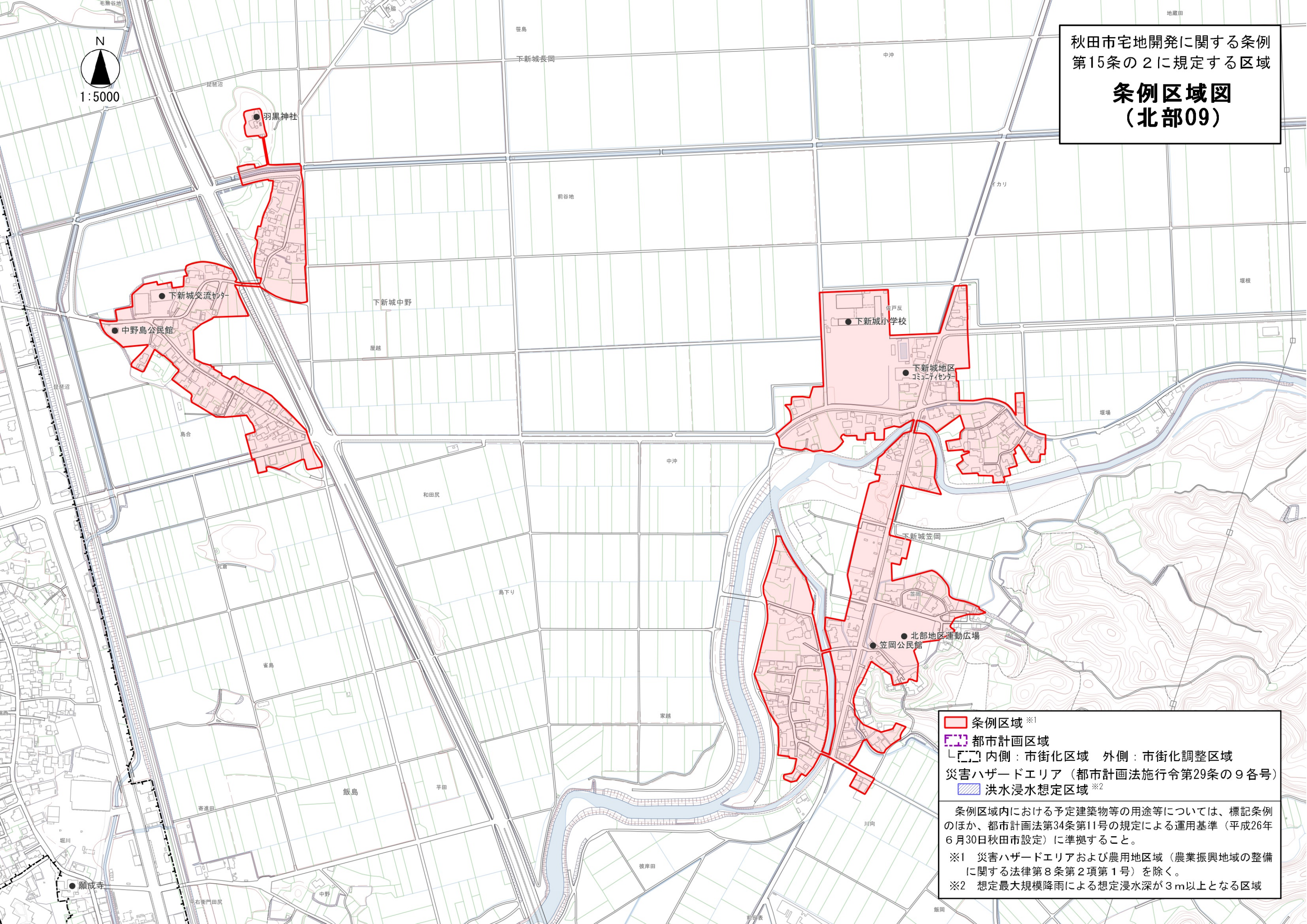
**条例区域** ※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
**洪水浸水想定区域** ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部09)**

N  
1:5000

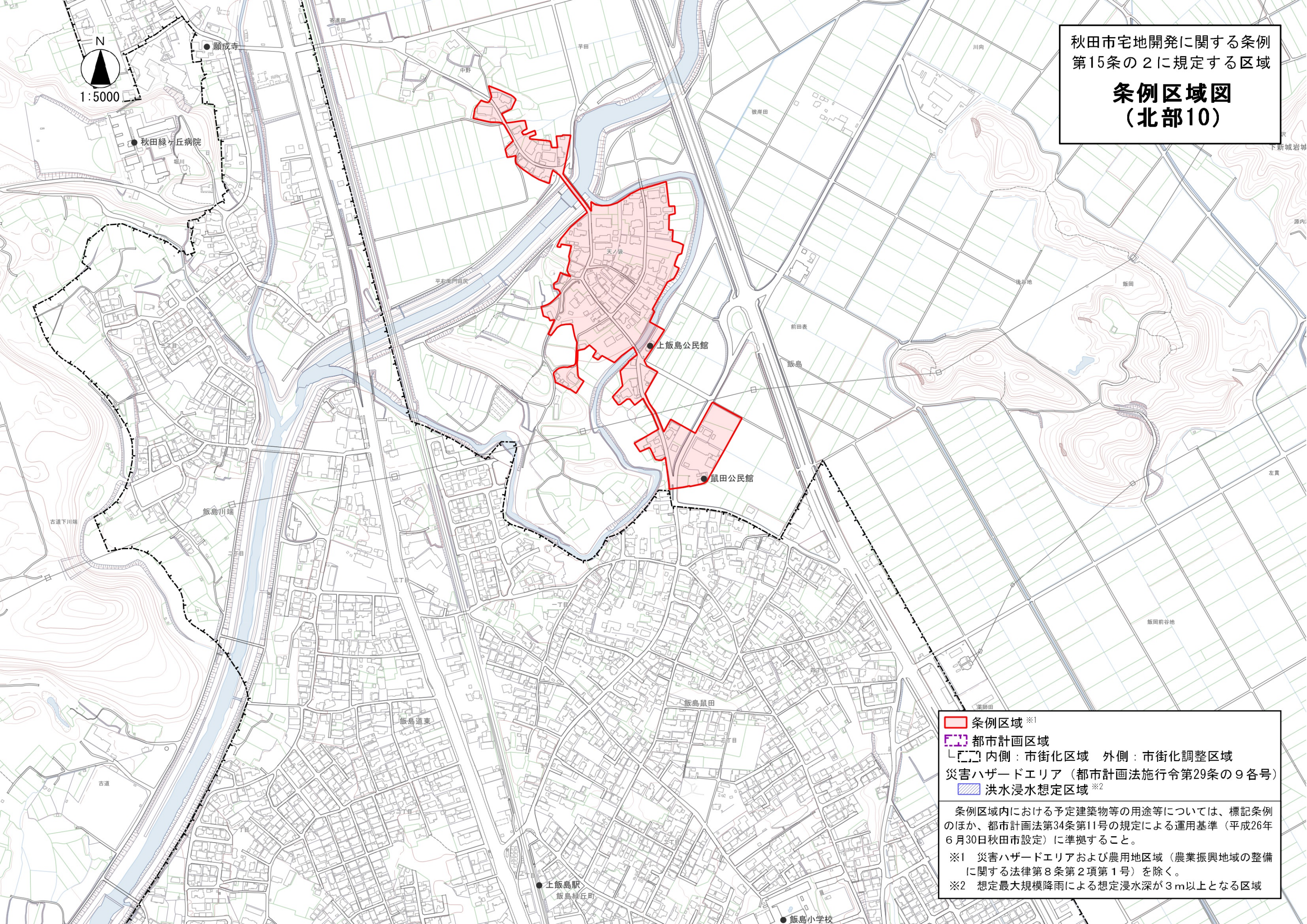
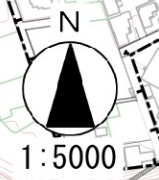


**条例区域** ※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
**洪水浸水想定区域** ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域

# 条例区域図 (北部10)



**条例区域** ※1

**都市計画区域**  
内側：市街化区域 外側：市街化調整区域

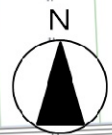
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）

**洪水浸水想定区域** ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

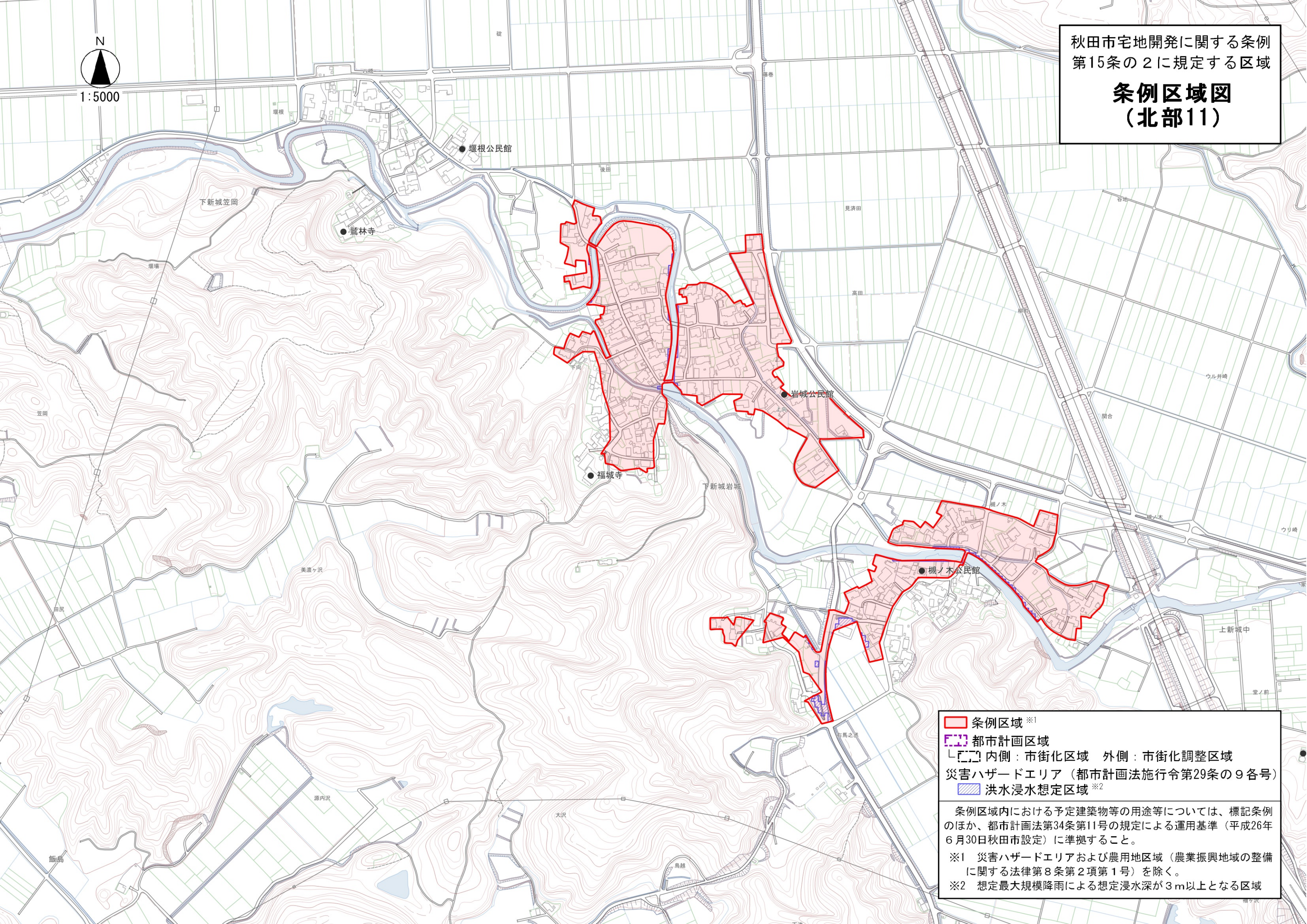
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



1:5000

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部11)**



**条例区域** ※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
**災害ハザードエリア** (都市計画法施行令第29条の9各号)  
**洪水浸水想定区域** ※2

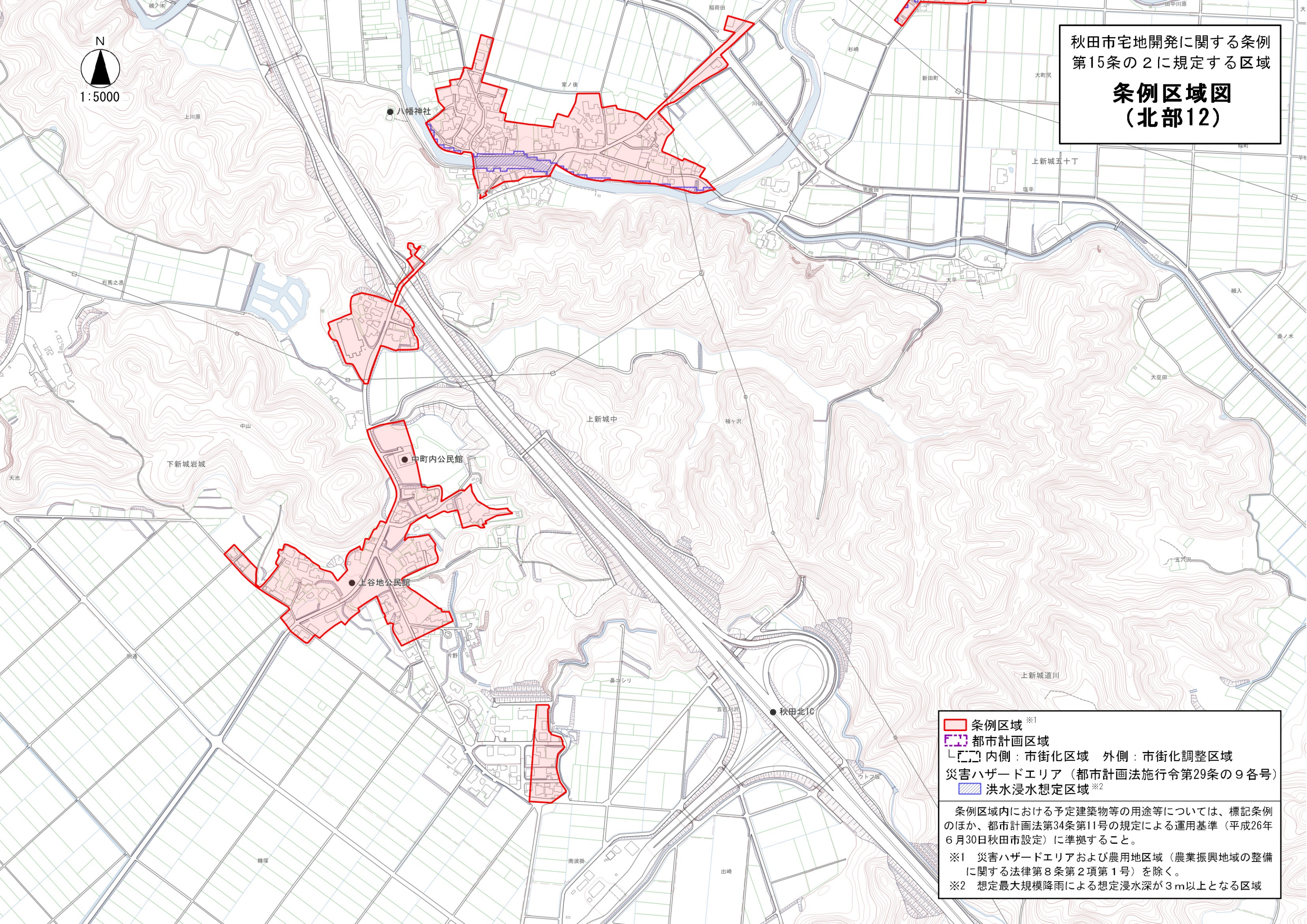
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部12)**

N  
1:5000

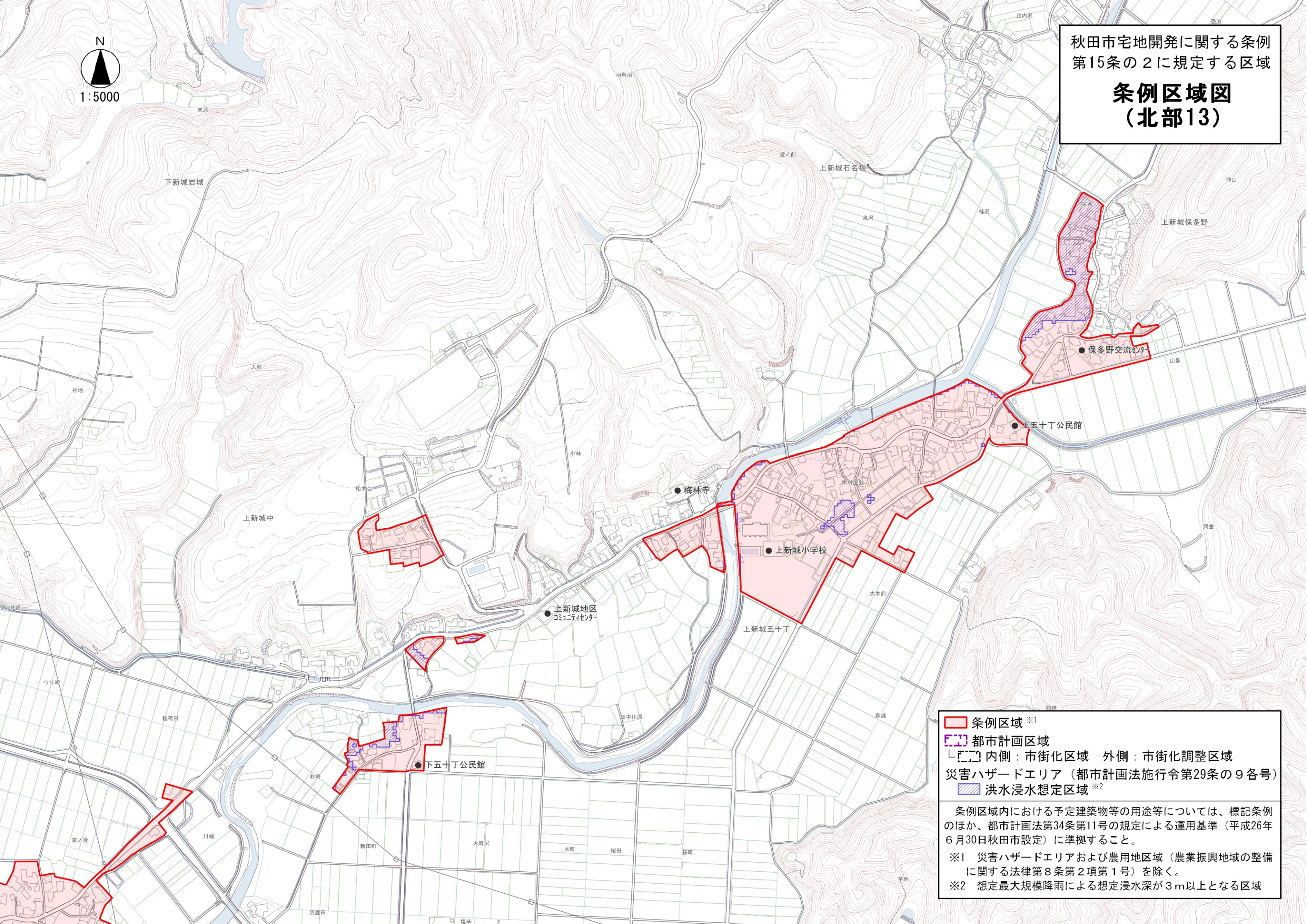


**条例区域**※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
**災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）**  
**洪水浸水想定区域**※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部13)**

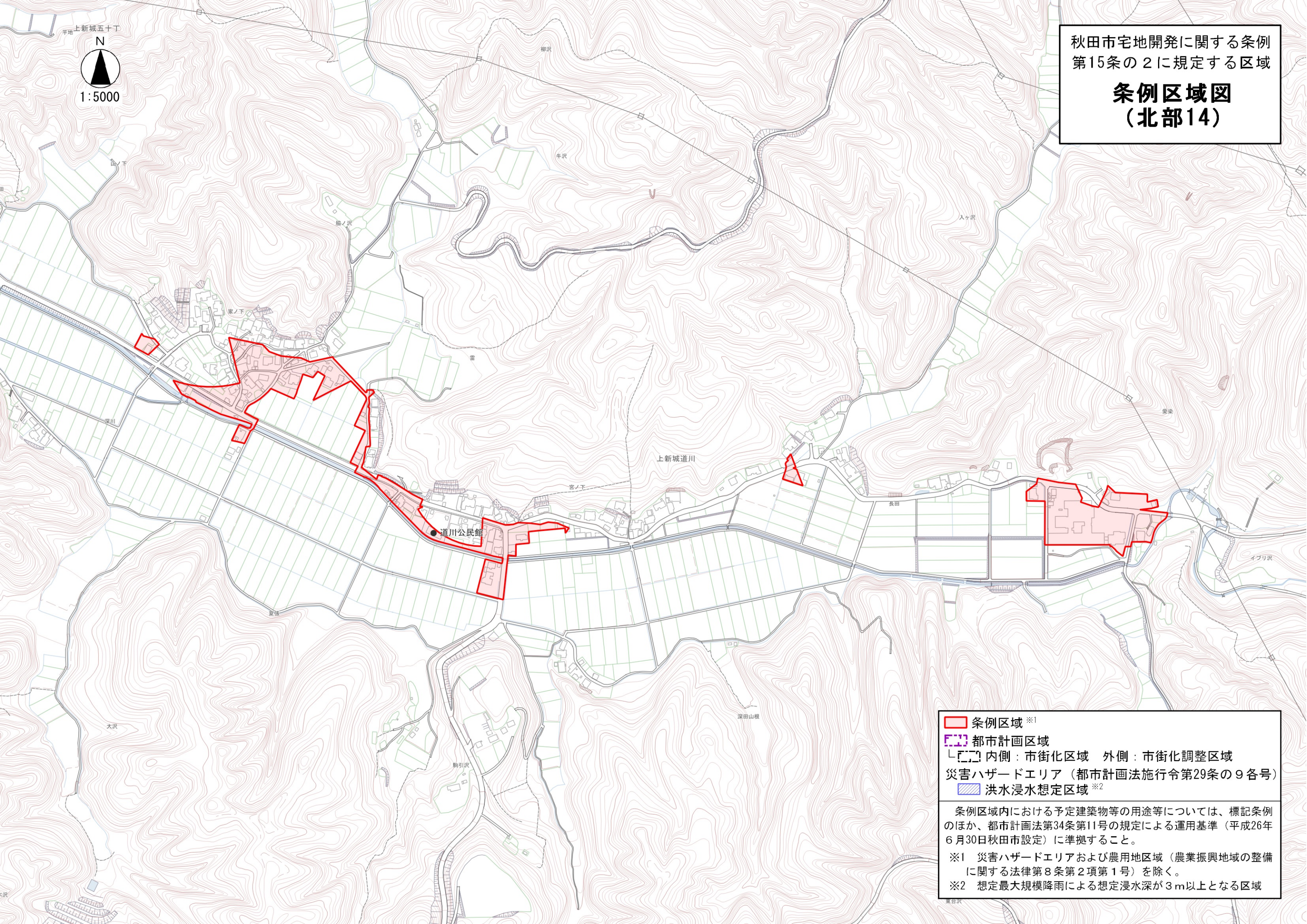


条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部14)**

上新城五十丁  
N  
1:5000



**条例区域** ※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
**災害ハザードエリア** (都市計画法施行令第29条の9各号)  
**洪水浸水想定区域** ※2

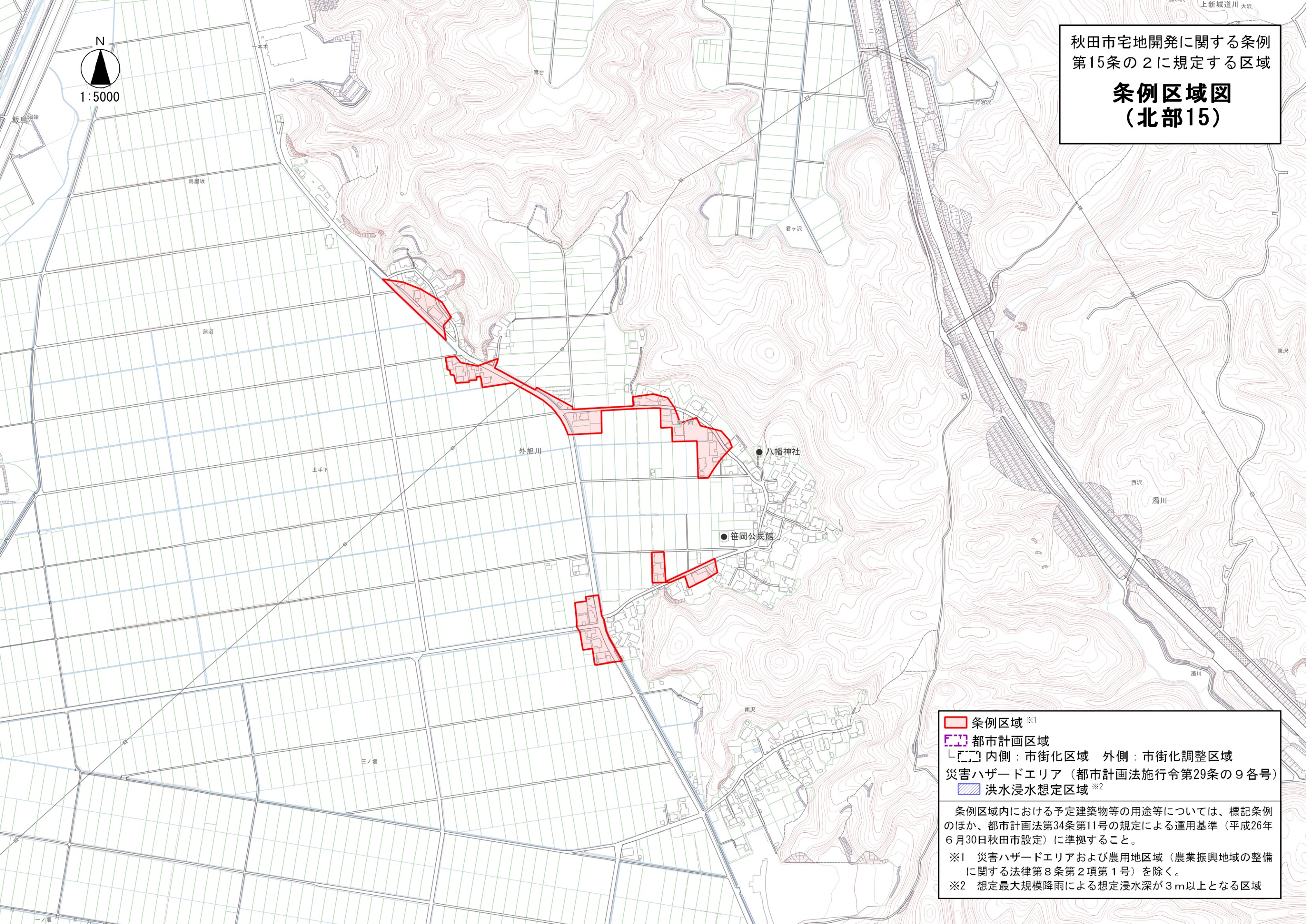
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例  
第15条の2に規定する区域  
**条例区域図  
(北部15)**

N  
1:5000



**条例区域** ※1  
**都市計画区域**  
┌ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
**災害ハザードエリア** (都市計画法施行令第29条の9各号)  
**洪水浸水想定区域** ※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準(平成26年6月30日秋田市設定)に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域